

芦屋市条例第 2 3 号

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（地域報酬） 第 3 条 パートタイム会計年度任用職員には、前条第 2 項から第 4 項までに規定する報酬の額に<u>1 0 0 分の 1 2</u>を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を地域報酬として支給する。	（地域報酬） 第 3 条 パートタイム会計年度任用職員には、前条第 2 項から第 4 項までに規定する報酬の額に<u>1 0 0 分の 1 5</u>を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を地域報酬として支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における地域報酬に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例第 3 条の規定による地域報酬の支給については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間、同条中「1 0 0 分の 1 2」とあるのは「1 0 0 分の 1

4」と、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、同条中「100分の12」とあるのは「100分の13」とする。